

公益社団法人日本小唄連盟

役員報酬規程

(総 則)

第1条 公益社団法人日本小唄連盟定款第25条に規定する役員の報酬等については、この規程の定めるところによる。

(報酬の額)

第2条 役員の報酬は、別表に定める金額とする。ただし、交通費、当連盟の事業活動に係る費用は実費支給することができる。

(改 廃)

第3条 この規定の改廃は社員総会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

(別 表)

1 理事長の報酬月額

80,000円（税込）

2 専務理事の報酬月額

30,000円（税込）